

## 「おいしい空気の施設」について

H28.2.4 長野県健康福祉部健康増進課

長野県では、県民の参加と協力により、「たばこによる害のない信州」の実現を目指して、受動喫煙を防ぐ環境づくりを推進しています。

### ◆◆◆「おいしい空気の施設」とは？◆◆◆

終日全面禁煙の施設を県で認定し、ホームページ等で紹介しています。

〔H27.12 認定数：1,339（主な内訳：医療施設 514・飲食店 292・学校施設 278 等）

### ◆◆◆対象となる施設は？◆◆◆

対象となる施設は、学校、福祉・医療施設、娯楽・体育施設、飲食店、官公庁など、多くの人が集まる施設です。

### ◆◆◆認定要件は？次の項目を全て満たしている◆◆◆

- 1.施設内において終日全面禁煙を行っている。
- 2.入り口等から、たばこの煙やにおいが流入しない。
- 3.施設内が禁煙であることを表示している。



### ◆◆◆「おいしい空気の施設」になるためには◆◆◆

- 1.お近くの保健福祉事務所又は県ホームページから申込書を取得し提出願います。  
【県ホームページアドレスは次のとおりです】  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kenko/kenko/kenko/tabako/tabako-02.html>
- 2.保健福祉事務所の担当者が施設にお伺いし、状況を確認します。
- 3.「おいしい空気の施設」として認定されると、認定証（ステッカー）が交付されます。  
施設の入り口等に貼ってください。
- 4.希望される施設は県のホームページで紹介します。
- 5.認定は無料です。

### ◆◆◆申込み・お問い合わせ先◆◆◆

佐久保健福祉事務所(0267)63-3163  
諏訪保健福祉事務所(0266)57-2926  
飯田保健福祉事務所(0265)53-0443  
松本保健福祉事務所(0263)40-1938  
長野保健福祉事務所(026)225-9045  
長野市保健所(026)226-9960

上田保健福祉事務所(0268)25-7148  
伊那保健福祉事務所(0265)76-6836  
木曾保健福祉事務所(0264)25-2233  
大町保健福祉事務所(0261)23-6526  
北信保健福祉事務所(0269)62-6311  
県庁健康増進課(026)235-7116

### 《今回お願いしたい事項》

J T様の「分煙・禁煙ステッカー」の配布に合わせ、県の「おいしい空気の施設」の認定申請のお願いを同封させていただき、施設の拡大を図りたいと考えています。要件を満たされている、又は、趣旨に御賛同いただける皆様の御協力をお願いします。